

1. モニタリングの状況について

○ 大手証券会社については、ビジネス戦略、リスク管理、ガバナンス、ITシステムなどについて、深度ある対話を行ってきている。

その中で、例えば、顧客本位の業務運営に関しては、その営業現場での実践・定着状況について把握しているところ。

現時点での印象として、顧客本位の業務運営の重要性についての考えや精神は営業員に徐々に浸透してきていると感じた。これは、経営からの継続的なメッセージの発信や、例えば、業績評価基準の見直しや営業店主導での計画の策定など、経営の方向性を実現するための各種の取組みの成果が少しずつ現れているものとも思われる。

他方で、顧客本位の業務運営の営業現場での実践・定着状況を見ると、引き続き道半ばであることを示す状況もみられた。

例えば、営業店ベースでは、営業店の計画策定に関し、営業員が顧客のニーズをしっかりと把握し、そのニーズに応じた計画を策定することが重要であるという考えのもと、営業店主導による計画策定にシフトしてきたと聞いているが、営業店によっては、顧客のニーズをベースとした計画を策定することは難しく、依然として過去の実績をベースに既存の営業体制を前提とした計画を策定せざるを得ないというような声も聞かれた。

また、営業員ベースでは、営業員が顧客の資産ポートフォリオ全体を把握したうえで顧客にとって最適な商品を提供することなどを目的として、業績評価基準をフローからストック重視に見直すなどの取組みを実施しているが、依然として顧客のニーズを十分に把握できないケースがあるとの声が聞かれた。

こうした現場の状況を踏まえ、営業店がそれぞれのマーケット環境や顧客属性の違いに応じて、顧客本位の業務運営を実践していくために、例えば、①営業員のスキル・意識の不足や、②顧客の理解・信頼が十分に得られていないこと、あるいは、③営業店ごとの顧客の属性や競争環境等を踏まえた営業員の配置となっていないことなど、何が制約要因となっており、それを解決するためにどのような施策が必要なのか、各社の考え方や対応について引き続き議論し確認していきたい。

各社においては、顧客本位の業務運営の営業現場での実践・定着に向

けて様々な施策を前向きに実施してきていると承知しているが、それぞれの施策による効果を定期的に確認し、見直すべき点は見直すなど、PDCAを回し、顧客本位の業務運営が営業現場に定着するよう、引き続き取組みを進めてもらいたい。

- 地域証券会社のモニタリングについては、昨事務年度より、財務局を中心とするトップヒアリングを通じてビジネスの持続可能性等の課題について議論を行っている。顧客が特に高齢者層に偏るなど経営環境が厳しいなか、本事務年度も約90社の地域証券との間でトップヒアリングを行っている最中であり、ヒアリングの中で得られた特色のある取組みを共有することで、地域証券会社が抱える課題の解決に向けた進展がみられることを期待している。

2. 高速取引行為に係る制度開始について

- 株式等の高速取引については、平成29年金融商品取引法改正により、高速取引行為を行う者に対し登録制を導入することとされ、先般、関係する政令・内閣府令を公布し、本年4月1日に施行された。
- 改正法では、我が国の証券市場において、株式等の高速取引の影響力が増大していることを受けて、株式等の高速取引を行う投資家に対する登録制の導入や当局に対する情報提供等に係る措置などを規定している。
- 金融庁では、本年2月、高速取引行為を受託している証券会社及び高速取引行為者を対象として、関東財務局と合同で、日本証券業協会において制度及び登録手続きに関する説明会を実施したほか、金融庁ウェブサイトにおいて、登録申請書様式及び添付書類の記載要領を英文で掲載するなどして、制度の周知を行っているところであり、JPXと連携して、対応を進めているところ。
- 近年のマーケットの状況を踏まえると、高速取引行為に対する関心が高まっている。高速取引を行う者は、その大多数が海外に所在する者であると承知しており、それらの者から取引を受託している貴協会員においては、顧客である高速取引行為者に対して、登録手続きを早期に

行うよう周知をお願いしたい。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与被害の高まりを背景に、それらを未然に防ぐための対策が求められる中、金融庁として、平成 31 年に予定されている第 4 次 FATF 対日相互審査も踏まえ、官民が連携して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されない金融システム確保のための体制整備確立が重要と認識している。こうした観点から、金融機関等の実効的な態勢整備を促すため、本年 2 月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表したところ。
- 貴協会においては、同ガイドラインで示された「対応が期待される事項」に関し、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」にて、その実務上の取扱手引書を作成する等、関連対策の高度化を促すための取組みを推進していただいた。
- 今後、金融庁として、同ガイドラインの「対応が求められる事項」と金商業者の方々の現状対応とのギャップ分析及び当該ギャップの解消に向けた具体策の検討実施を要請していく。各金融商品取引業者においては、優先度の高い課題として、経営計画の中で、必要とされる対応の明確化を是非ともお願いしたい。金融庁としても、同ガイドラインの適切な運用のため、必要な対応等のモニタリング等、皆様と共に取り組んでいきたい。

(以上)